

野洲市屋外広告物条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、野洲市屋外広告物条例（平成26年野洲市条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等の基準）

第3条 条例第8条第1項第5号及び第6号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が5平方メートル以内のものとする。

2 条例第8条第1項第8号に規定する規則で定める基準は、くず箱、ベンチ等公共のために寄贈した物件にその寄贈者が添加する広告物で、その大きさは、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大さの5分の1以内のものとする。

3 条例第9条第1号及び第3号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が第1種規制地域及び第2種規制地域にあっては5平方メートル以内のもの、第3種規制地域及び第4種規制地域にあっては10平方メートル以内のものとする。

4 条例第9条第2号に規定する規則で定める基準は、表示面積が5平方メートル以内のものとする。

5 条例第9条第9号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 貼紙又は貼札（これらに類するものを含む。）にあっては、表示面積が1平方メートル以下であること。

(2) 立看板（これに類するものを含む。）及び掲出物件（これらを支える台を含み、容易に移動させることができるものに限る。）にあっては、表示面積が2平方メートル以下であって、地上からの高さが2メートル以下であること。

(3) 広告旗（これを支える台を含む。）にあっては、表示面積が2平方メートル以下であって、長さが3メートル以下であること。

(4) 地色は、原則として原色でなく、かつ、蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。

(5) 表示者名又は管理者名及び連絡先が明示されていること。

(6) 表示し、又は掲出する場所又は施設等の管理者（管理者がない場合にあっては、その所有者）の承諾を得て広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものであること。

（国又は地方公共団体の通知）

第4条 条例第8条第2項の規定による通知は、屋外広告物通知書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

(2) 色彩及び意匠を明らかにした図面

(3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面

(4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図

(5) 周囲の状況が分かるカラー写真

(公共的団体)

第5条 条例第8条第3項に規定する公共的団体は、次に掲げる団体とする。

(1) 自治会

(2) 日本赤十字社

(3) 共同募金会その他社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）を行うことを目的とする団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他団体で、市長が指定するもの

2 市長は、前項第4号の団体を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(公共的団体の届出)

第6条 条例第8条第3項の規定による届出は、屋外広告物届出書（様式第2号）によるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出書について準用する。

(許可の申請)

第7条 条例第11条第1項の規定による申請書は、屋外広告物許可申請書（様式第3号）とする。

2 第4条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、「書類」とあるのは、「書類及び申請に係る掲出物件の管理者が条例第11条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該管理者が滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。）第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面」と読み替えるものとする。

(許可期間)

第8条 条例第12条の規定による許可期間は、別表第1のとおりとする。

(許可の基準)

第9条 条例第13条の規定による許可の基準は、別表第2のとおりとする。

(住所氏名変更届)

第10条 条例第14条の規定による届出は、住所氏名変更届出書（様式第4号）によるものとする。

2 前項の届出書には、当該届出が条例第11条第2項の規定の適用を受ける管理者の変更に係るものである場合にあっては、当該変更後の管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

(許可証票)

第11条 条例第15条第2項に規定する許可証票は、屋外広告物許可証票（様式第5号）とする。

(変更又は継続の許可申請)

第12条 条例第16条第1項の規定による変更の許可の申請は、屋外広告物変更許可申請書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の申請書には、第4条第2項第1号に規定する書類のほか、変更に係る同項第2号から第5号までに掲げる書類及び変更により新たに掲出物件の管理者が条例第11条第2項の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、当該管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

3 条例第16条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な改装又は改造は、次のとおりとす

る。

- (1) 広告物又は掲出物件の塗替え（色彩及び意匠を変更しないものに限る。）、補強、修繕その他許可広告物等の管理上必要な行為
- (2) 広告物又は掲出物件の規模の変更で、色彩、意匠、形状、材料及び構造を大幅に変更しないもの
- (3) 掲示板その他貼紙等の定期的な掲出を目的とする掲出物件に掲出する貼紙等の貼替え
- (4) 許可を受けた掲出物件に店舗、劇場その他の常設興行場等の営業又は催事の内容を表示する広告物の定期的な取替え又は書換えで、表示者及び管理者の変更並びに表示面積の拡大がないもの

4 条例第16条第2項の規定による継続の許可の申請は、屋外広告物継続許可申請書(様式第3号)によるものとする。

5 前項の申請書には、第4条第2項第1号に規定する書類及び当該申請に係る広告物又は掲出物件のカラー写真並びに当該申請が広告板若しくは広告塔(ネオン類照明広告物を含む。以下同じ。)、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件に係るものである場合にあっては、屋外広告物安全点検調書(様式第6号)を添付しなければならない。

6 前項の屋外広告物安全点検調書は、条例第11条第1項第2号に規定する管理者が作成したものでなければならない。

(除却届)

第13条 条例第18条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書(様式第7号)によるものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る広告物又は掲出物件の除却後の現況写真を添付しなければならない。

(命令の方法)

第14条 条例第19条第1項及び条例第21条第1項の命令については、書面により必要な措置を命ずるものとする。

(違反広告物である旨の表示方法等)

第15条 条例第22条第1項の規定による表示は、違反広告物表示証票(様式第8号)を広告物又は掲出物件に貼り付けることにより行う。

2 前項の証票は、広告物又は掲出物件の主たる表示の内容を損なわない箇所に貼り付けるものとする。

3 条例第22条第2項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 違反の内容
- (2) 広告物又は掲出物件の表示内容
- (3) その他の広告物又は掲出物件の特定に必要な事項

(保管広告物等の公示の方法等)

第16条 条例第23条第1項に規定する公示は、同条第2項に定める期間、野洲市役所前掲示場に掲示すること。

2 条例第24条第1項第2号に該当する広告物又は掲出物件については、条例第23条第2項の公示の期間が満了してもなお当該保管広告物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないと

条例施行規則

きは、当該公示の要旨を告示すること。

3 条例第23条第3項の規定で定める場所は、野洲市役所都市建設部都市計画課とする。

(保管広告物等の売却手続)

第17条 市長は、条例第24条第3項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項を公示しなければならない。

2 市長は、条例第24条第3項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、原則として3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、条例第24条第3項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項を示して、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(受領書)

第18条 条例第25条の規定による受領書は、保管広告物等受領書（様式第9号）とする。

(身分証明書)

第19条 条例第26条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入検査員身分証明書（様式第10号）とする。

付 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

種類	定義	許可期間
広告板及び 広告塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、堅ろうな構造を持つもので、土地に建植され、又は建築物その他の土地に定着する工作物に固定されるもの	3年以内
立看板 (スタンド型 立看板を含 む。)	工作物その他の物件に立て掛けられ、又は独立して立つもので、容易に移動させることができるもの	6月以内
広告旗 (これを支え る台を含 む。)	工作物その他の物件に取り付けられ、又は独立して立つもので容易に移動又は取り外すことができるもの	6月以内
貼紙 (つり下げる ものを含 む。)	紙等を使用して作製されたもので建築物その他物件に貼り付けるもの	2月以内
貼札	板等に貼紙を貼り、又は板等に直接印刷したもののうち、建築物その他の工作物等に取り付けられるもので、容易に取り外すことができる	1年以内

	もの	
電柱及び街 灯柱広告物 並びにこれ らに類する もの	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものを電柱 に取り付けて表示するもの	2年以内
アーチ広告 物	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、道路を横断し て建植されるもの	3年以内
広告幕	建物その他を利用して布又は網に広告内容を掲げて表示するもの	2月以内
アドバルー ン	気球を掲揚し、又はその下に広告網を付けて表示するもの	1月以内
ぼんぼり	布又は木等の材料を使用して作製したもの又はこれに広告内容を添 加して表示するもの	2月以内

注 本表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用するものとする。

別表第2 (第9条関係)

1 一般基準

- (1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。
- (2) 原則として地色は、黒及び原色を使用しないこと。
- (3) 蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
- (4) 照明を伴うものにあっては、昼間においても良好な景観又は風致を害しないこと。
- (5) 可変表示式広告物にあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること。
- (6) 道路標識、信号機等の付近では、交通安全の妨げとなならないようにすること。

2 地域区分ごとの基準

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件（以下「自家用広告物」という。）

地 域 区 分	地 域 の 範 囲	広告の種類	基準等
第 1 種 規 制 地 域	条例 第6 条第 2項 に定 める 範囲	全ての広告物 屋上広告物 (建築物の屋上等を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。 以下同じ。) 壁面広告物	表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 設置は許可しない。
			1 表示面積は、表示される壁面の面積（以下「壁面面

		<p>(建築物の壁面を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(突き出すものを除く。)をいう。以下同じ。)</p> <p>突出広告物 (建築物の外壁面から突き出して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)</p> <p>野立広告物 (木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、堅ろうな構造を持つもので、土地に建植されるものをいう。以下同じ。)</p> <p>可変表示式広告物 (電気等を利用して自ら発光する広告物で、LED・液晶等でデジタル動画を表示するもの、また、電光掲示板その他の常時表示内容を変えることができるもの、並びに回転灯など照射する光が動くものをいう。以下同じ。)</p>	<p>積」という。)の4分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p> <p>1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p> <p>1 幅は、4.5メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地上から10メートル以下であること。</p> <p>設置は許可しない。</p>
第2種規制地域	条例	全ての広告物	表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
	第6条第3項に定める範囲	屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、3メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等見えないよう外枠等で覆うものであること。</p>
		壁面広告物	1 表示面積は、表示される壁面面積の3分の1以下であること。

条例施行規則

			2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
		突出広告物	<p>1 突出し幅は、取付壁面から 1.5 メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は 1 メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から 2.7 メートル以上、車道上にあっては地上から 4.7 メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
		野立広告物	高さは、地上から 10 メートル以下であること。
第 3 種 規 制 地 域	条例 第 6 条第 4 項 に定 める 範囲	屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの 3 分の 2 の範囲内であって、かつ、5 メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。</p>
		壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面面積の 2 分の 1 以下（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域（以下「第 1 種中高層住居専用地域等」という。）にあっては、3 分の 1 以下）であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置すること。</p>
		突出広告物	<p>1 突出し幅は、取付壁面から 1.5 メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は 1 メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から 2.7 メートル以上、車道上にあっては地上から 4.7 メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
		野立広告物	高さは、地上から 20 メートル以下（第 1 種中高層住居専用地域等にあっては、10 メートル以下）であること。
第 4 種 規	条例 第 6 条第 5 項	屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの 3 分の 2 の範囲内であって、かつ、5 メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p>

制 地 域	に定 め る 範 囲		と。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えない よう外枠等で覆うものであること。
		壁面広告物	1 表示面積は、表示される壁面面積の2分の1以下 (第1種中高層住居専用地域等にあっては、3分の1 以下) であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
		突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であ り、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突 出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メー トル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以 上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであるこ と。
		野立広告物	高さは、地上から20メートル以下(第1種中高層住居 専用地域等にあっては、10メートル以下)であること。

(2) 自家用広告物以外の広告物

ア 自家用広告物以外の広告物(イ及びウを除く。)

地 域 区 分	地 域 の 範 囲	広告の種類	基準等
第 1 種 規 制 地 域	条例 第6 条第 2項 に定 める 範囲	全ての広告物	設置は許可しない。
第 2 種 規 制 地 域	条例 第6 条第 3項 に定 める 範囲	全ての広告物	設置は許可しない。

条例施行規則

第3種規制地域	条例第6条第4項に定める範囲	全ての広告物	同一の表示者が表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、100メートル以上であること。
		屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。</p>
		壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面面積の2分の1以下（第1種中高層住居専用地域等にあっては、3分の1以下）であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
		突出広告物	<p>1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
		野立広告物	設置は許可しない。
第4種規制地域	条例第6条第5項に定める範囲	全ての広告物	<p>同一の表示者が表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 鉄道（東海道新幹線を除く。）、軌道及び索道から片側500メートル以内の両側の地域：100メートル以上</p> <p>(イ) 一般国道全線と県道大津能登川長浜線から片側500メートル以内の両側の地域：100メートル以上</p> <p>(ウ) 東海道新幹線及び高速自動車国道から片側1,000メートル以内の両側の地域：300メートル以上</p>
		屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えない</p>

条例施行規則

		よう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面面積の2分の1以下（第1種中高層住居専用地域等にあっては、3分の1以下）であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
	突出広告物	<p>1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
	野立広告物	<p>1 野立廣告板（表示面積が1面又は表裏の2面である形状のもの）</p> <p>(ア) 表示面積は1面 30 平方メートル以下であること。</p> <p>(イ) 高さは、縦4.5メートル以下であり、かつ、地上から7メートル以下であること。</p> <p>2 野立廣告塔（表示可能な面数が3面以上ある形状のもの）</p> <p>(ア) 表示面積は1面当たり 14 平方メートル以下であり、かつ、1面の幅は2メートル以下であること。</p> <p>(イ) 高さは、地上から7メートル以下であること。</p>

イ 道標、案内図板の類（地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内内容が、広告物表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物を指す。
 (以下「案内図板」という。))

地域区分	地域の範囲	基準等	備考
第1種規制地域	条例第6条第2項に定める範囲	<p>1 表示面積は、片面3平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地上から4.5メートル以下であること。</p> <p>3 同一の表示者が表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、500メートル以上であること。</p>	複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積は、片面5平方メートル以下

第 2 種 規 制 地 域	条例 第 6 条 第 3 項 に定 める 範囲	1 表示面積は、片面 5 平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から 4.5 メートル以下であること。 3 同一の表示者が表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、500 メートル以上であること。	複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積は、片面 8 平方メートル以下
第 3 種 規 制 地 域	条例 第 6 条 第 4 項 に定 める 範囲	1 表示面積は、片面 5 平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から 4.5 メートル以下であること。 3 同一の表示者が表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、100 メートル以上であること。	複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積は、片面 8 平方メートル以下
第 4 種 規 制 地 域	条例 第 6 条 第 5 項 に定 める 範囲	1 表示面積は、片面 30 平方メートル以下であること。 2 高さは、縦 4.5 メートル以下であり、かつ、地上から 7 メートル以下であること。 3 同一の表示者が表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、次のとおりとする。 (ア) 鉄道（東海道新幹線を除く。）、軌道及び索道から片側 500 メートル以内の両側の地域：100 メートル以上 (イ) 一般国道全線と県道大津能登川長浜線から片側 500 メートル以内の両側の地域：100 メートル以上 (ウ) 東海道新幹線及び高速自動車国道から片側 1,000 メートル以内の両側の地域：300 メートル以上	

ウ 電柱の類を利用する広告物

地 域 区 分	地 域 の 範 囲	基準等	備考
第 1 種 規 制 地	条例 第 6 条 第 2 項 に定 める	1 卷付け広告物 下端の高さは地上から 1.2 メートル以上で、長さは 1.8 メートル以上であること。 2 袖付け広告物 (ア) 下端の高さは歩道上にあっては地上から 2.7 メートル以上、車道上にあっては地上から 4.7 メートル以上で、	広告物の個数は、1 柱につき巻き付ける広告物 1 巻きと袖付けにする広告物 1 個以内であること。

域	範囲	<p>長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>(イ) 原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。</p> <p>3 表示される広告物は、案内図板であること。</p>	
第2種規制地域	条例第6条第3項に定める範囲	同上	同上
第3種規制地域	条例第6条第4項に定める範囲	<p>1 卷付け広告物 下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以上であること。</p> <p>2 袖付け広告物 (ア) 下端の高さは歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>(イ) 原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。</p>	広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。
第4種規制地域	条例第6条第5項に定める範囲	同上	同上

【様式 省略】